

乳児等通園支援事業 認可対象施設一覧

乳児等通園支援事業を実施しようとする事業者は、区長の認可を受ける必要があります。本区では、乳児等通園支援事業の認可を行うにあたり、あらかじめ子ども・子育て会議において意見を聴くこととしています。（児童福祉法第34の15条第4項）

令和8年4月開設予定の保育施設は次のとおりです。

	施設名	所在地	設置者名称
1	ポピンズナーサリースクール京橋	京橋1-25-3 京橋プラザ1階	(株) ポピンズエデュケア
2	グローバルキッズ新川園	新川2-16-10 プライムアーバン新川3階	(株) グローバルキッズ
3	ほっぺるランド茅場町	日本橋茅場町2-16-6	(株) テノ. コーポレーション
4	ほっぺるランド佃大橋	月島1-1-13 プライマル月島1・2階	
5	ほっぺるランド相生橋つくだ	佃3-2-11 エムエー月島1～3階	

※児童福祉法

第34条の15第4項：市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

中央区乳児等通園支援事業 条例適合チェックリスト

施設名	(株)ポピンズエデュケア
運営会社	ポピンズナーサリースクール京橋

中央区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 … 条例

		根 拠	区確認欄	備考
1	利用乳幼児の人権に十分な配慮があるか。	条例第5条第1項	○	
2	地域との交流及び連携を図り、保護者及び地域に対し、運営内容を適切に説明するよう努めているか。	条例第5条第2項	○	
3	採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に配慮はあるか。	条例第5条第6項	○	
4	消火器の設置や、非常口の2か所2方向、避難経路の2方向は確保されているか。	条例第6条	○	
5	利用乳幼児の安全の確保を図るため、安全計画を策定しているか。	条例第7条	○	
6	職員の資質向上のため、研修の機会は確保されているか。	条例第10条第2項	○	
7	利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じているか。	条例第14条第1項	○	
8	必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うことができるか。	条例第14条第3項	○	
9	食事の提供を行う場合は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。	条例第15条	○	
10	以下の重要事項を盛り込んだ運営規程を定めているか。 一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 二 提供する乳児等通園支援事業の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 乳児等通園支援事業の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 七 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	条例第16条	○	
11	職員は業務上知り得た秘密を在職中ではもとより、退職後も漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	条例第18条	○	
12	保護者等からの苦情を受け付ける窓口を設置する等、苦情を迅速に解決するために必要な措置を講じているか。	条例第19条	○	
13	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室及び便所を設けているか。	条例第21条第1項、第5項	○	
14	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室の面積基準は満たしているか。 【基準】 乳児室、ほふく室 乳児1人当たり3.3㎡ 保育室、遊戯室 幼児1人当たり1.98㎡	条例第21条第2項、第3項、第6項	○	
15	保育士、乳児等通園支援従事者について、基準を超える配置を行っているか。 【基準】 乳児 おおむね3人につき1人 幼児 おおむね6人につき1人 ただし、2人を下回ることはできない。 従事者の6割(従事者数が2人の場合は1人)以上は保育士とする。	条例第22条	○	
16	保育所保育指針に従った保育を提供することができるか。	条例第23条	○	
17	保護者と密接な連絡をとり、保護者の理解・協力を得るよう努めていることができるか。	条例第24条	○	

中央区乳児等通園支援事業 条例適合チェックリスト

施設名	(株)グローバルキッズ
運営会社	グローバルキッズ新川園

中央区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 … 条例

		根 拠	区確認欄	備考
1	利用乳幼児の人権に十分な配慮があるか。	条例第5条第1項	○	
2	地域との交流及び連携を図り、保護者及び地域に対し、運営内容を適切に説明するよう努めているか。	条例第5条第2項	○	
3	採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に配慮はあるか。	条例第5条第6項	○	
4	消火器の設置や、非常口の2か所2方向、避難経路の2方向は確保されているか。	条例第6条	○	
5	利用乳幼児の安全の確保を図るため、安全計画を策定しているか。	条例第7条	○	
6	職員の資質向上のため、研修の機会は確保されているか。	条例第10条第2項	○	
7	利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じているか。	条例第14条第1項	○	
8	必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うことができるか。	条例第14条第3項	○	
9	食事の提供を行う場合は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。	条例第15条	○	
10	以下の重要事項を盛り込んだ運営規程を定めているか。 一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 二 提供する乳児等通園支援事業の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 乳児等通園支援事業の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 七 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	条例第16条	○	
11	職員は業務上知り得た秘密を在職中ではもとより、退職後も漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	条例第18条	○	
12	保護者等からの苦情を受け付ける窓口を設置する等、苦情を迅速に解決するために必要な措置を講じているか。	条例第19条	○	
13	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室及び便所を設けているか。	条例第21条第1項、第5項	○	
14	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室の面積基準は満たしているか。 【基準】 乳児室、ほふく室 乳児1人当たり3.3㎡ 保育室、遊戯室 幼児1人当たり1.98㎡	条例第21条第2項、第3項、第6項	○	
15	保育士、乳児等通園支援従事者について、基準を超える配置を行っているか。 【基準】 乳児 おおむね3人につき1人 幼児 おおむね6人につき1人 ただし、2人を下回ることはできない。 従事者の6割(従事者数が2人の場合は1人)以上は保育士とする。	条例第22条	○	
16	保育所保育指針に従った保育を提供することができるか。	条例第23条	○	
17	保護者と密接な連絡をとり、保護者の理解・協力を得るよう努めていることができるか。	条例第24条	○	

中央区乳児等通園支援事業 条例適合チェックリスト

施設名	(株)テノ.コーポレーション
運営会社	ほっぺるランド茅場町

中央区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 … 条例

		根 拠	区確認欄	備考
1	利用乳幼児の人権に十分な配慮があるか。	条例第5条第1項	○	
2	地域との交流及び連携を図り、保護者及び地域に対し、運営内容を適切に説明するよう努めているか。	条例第5条第2項	○	
3	採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に配慮はあるか。	条例第5条第6項	○	
4	消火器の設置や、非常口の2か所2方向、避難経路の2方向は確保されているか。	条例第6条	○	
5	利用乳幼児の安全の確保を図るため、安全計画を策定しているか。	条例第7条	○	
6	職員の資質向上のため、研修の機会は確保されているか。	条例第10条第2項	○	
7	利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じているか。	条例第14条第1項	○	
8	必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うことができるか。	条例第14条第3項	○	
9	食事の提供を行う場合は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。	条例第15条	○	
10	以下の重要事項を盛り込んだ運営規程を定めているか。 一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 二 提供する乳児等通園支援事業の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 乳児等通園支援事業の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 七 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	条例第16条	○	
11	職員は業務上知り得た秘密を在職中ではもとより、退職後も漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	条例第18条	○	
12	保護者等からの苦情を受け付ける窓口を設置する等、苦情を迅速に解決するために必要な措置を講じているか。	条例第19条	○	
13	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室及び便所を設けているか。	条例第21条第1項、第5項	○	
14	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室の面積基準は満たしているか。 【基準】 乳児室、ほふく室 乳児1人当たり3.3㎡ 保育室、遊戯室 幼児1人当たり1.98㎡	条例第21条第2項、第3項、第6項	○	
15	保育士、乳児等通園支援従事者について、基準を超える配置を行っているか。 【基準】 乳児 おおむね3人につき1人 幼児 おおむね6人につき1人 ただし、2人を下回ることはできない。 従事者の6割(従事者数が2人の場合は1人)以上は保育士とする。	条例第22条	○	
16	保育所保育指針に従った保育を提供することができるか。	条例第23条	○	
17	保護者と密接な連絡をとり、保護者の理解・協力を得るよう努めていることができるか。	条例第24条	○	

中央区乳児等通園支援事業 条例適合チェックリスト

施設名	(株)テノ.コーポレーション
運営会社	ほっぺるランド佃大橋

中央区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 … 条例

		根 拠	区確認欄	備考
1	利用乳幼児の人権に十分な配慮があるか。	条例第5条第1項	○	
2	地域との交流及び連携を図り、保護者及び地域に対し、運営内容を適切に説明するよう努めているか。	条例第5条第2項	○	
3	採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に配慮はあるか。	条例第5条第6項	○	
4	消火器の設置や、非常口の2か所2方向、避難経路の2方向は確保されているか。	条例第6条	○	
5	利用乳幼児の安全の確保を図るため、安全計画を策定しているか。	条例第7条	○	
6	職員の資質向上のため、研修の機会は確保されているか。	条例第10条第2項	○	
7	利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じているか。	条例第14条第1項	○	
8	必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うことができるか。	条例第14条第3項	○	
9	食事の提供を行う場合は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。	条例第15条	○	
10	以下の重要事項を盛り込んだ運営規程を定めているか。 一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 二 提供する乳児等通園支援事業の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 乳児等通園支援事業の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 七 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	条例第16条	○	
11	職員は業務上知り得た秘密を在職中ではもとより、退職後も漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	条例第18条	○	
12	保護者等からの苦情を受け付ける窓口を設置する等、苦情を迅速に解決するために必要な措置を講じているか。	条例第19条	○	
13	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室及び便所を設けているか。	条例第21条第1項、第5項	○	
14	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室の面積基準は満たしているか。 【基準】 乳児室、ほふく室 乳児1人当たり3.3㎡ 保育室、遊戯室 幼児1人当たり1.98㎡	条例第21条第2項、第3項、第6項	○	
15	保育士、乳児等通園支援従事者について、基準を超える配置を行っているか。 【基準】 乳児 おおむね3人につき1人 幼児 おおむね6人につき1人 ただし、2人を下回ることはできない。 従事者の6割(従事者数が2人の場合は1人)以上は保育士とする。	条例第22条	○	
16	保育所保育指針に従った保育を提供することができるか。	条例第23条	○	
17	保護者と密接な連絡をとり、保護者の理解・協力を得るよう努めていることができるか。	条例第24条	○	

中央区乳児等通園支援事業 条例適合チェックリスト

施設名	(株)テノ.コーポレーション
運営会社	ほっぺるランド相生橋つくだ

中央区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 … 条例

		根 拠	区確認欄	備考
1	利用乳幼児の人権に十分な配慮があるか。	条例第5条第1項	○	
2	地域との交流及び連携を図り、保護者及び地域に対し、運営内容を適切に説明するよう努めているか。	条例第5条第2項	○	
3	採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に配慮はあるか。	条例第5条第6項	○	
4	消火器の設置や、非常口の2か所2方向、避難経路の2方向は確保されているか。	条例第6条	○	
5	利用乳幼児の安全の確保を図るため、安全計画を策定しているか。	条例第7条	○	
6	職員の資質向上のため、研修の機会は確保されているか。	条例第10条第2項	○	
7	利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じているか。	条例第14条第1項	○	
8	必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うことができるか。	条例第14条第3項	○	
9	食事の提供を行う場合は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。	条例第15条	○	
10	以下の重要事項を盛り込んだ運営規程を定めているか。 一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 二 提供する乳児等通園支援事業の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 乳児等通園支援事業の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 七 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	条例第16条	○	
11	職員は業務上知り得た秘密を在職中ではもとより、退職後も漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	条例第18条	○	
12	保護者等からの苦情を受け付ける窓口を設置する等、苦情を迅速に解決するために必要な措置を講じているか。	条例第19条	○	
13	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室及び便所を設けているか。	条例第21条第1項、第5項	○	
14	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室の面積基準は満たしているか。 【基準】 乳児室、ほふく室 乳児1人当たり3.3㎡ 保育室、遊戯室 幼児1人当たり1.98㎡	条例第21条第2項、第3項、第6項	○	
15	保育士、乳児等通園支援従事者について、基準を超える配置を行っているか。 【基準】 乳児 おおむね3人につき1人 幼児 おおむね6人につき1人 ただし、2人を下回ることはできない。 従事者の6割(従事者数が2人の場合は1人)以上は保育士とする。	条例第22条	○	
16	保育所保育指針に従った保育を提供することができるか。	条例第23条	○	
17	保護者と密接な連絡をとり、保護者の理解・協力を得るよう努めていることができるか。	条例第24条	○	